

第 1 3 1 号 答 申

第 1 審査会の結論

名古屋市教育委員会（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となる行政文書を一部公開とした決定は、妥当である。

第 2 審査請求に至る経過

- 1 平成22年 9月14日、審査請求人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、次に掲げる行政文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。
 - (1) 平成22年 9月10日発表の教頭処分に関して事情聴取、報告書、処分理由書、事故の内容、教頭の文書（以下「本件公開請求①」という。）
 - (2) 平成21年度及び平成22年度の名古屋市立港南中学校（以下「港南中学校」という。）の勤務時間に関する文書、勤務時間帯のわかるもの及び長時間勤務の記録簿（以下「本件公開請求②」という。）
 - (3) 港南中学校の職員が提起した裁判（以下「本件訴訟」という。）の訴状（以下「本件公開請求③」という。）
 - (4) 名古屋市が和解を拒否した理由・根拠がわかるもの（以下「本件公開請求④」という。）
- 2 同年 9月28日、実施機関は、本件公開請求①及び本件公開請求②のうち本務教員及び常勤講師を除いた者の平成21年度及び平成22年度の港南中学校の長時間勤務の記録簿に対して、教職員の交通事故について（報告）、処分調書、事情聴取記録、時間外勤務等命令簿（県）及び時間外等勤務記録簿を特定し、次の理由により一部公開決定を行い、その旨を審査請求人に通知した。

条例第 7条第 1項第 1号に該当

当該行政文書には、個人のプライバシーに関する情報が記載されており、これらの情報は特定の個人が識別され得るもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）のうち、通常他人に知られたくないと認められるものであるため。
- 3 同日、実施機関は、本件公開請求②のうち平成21年度及び平成22年度の港南中学校の勤務時間に関する文書に対して、名古屋市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則（平成13年教育委員会規則第 1号）及び業務士の勤

務時間等について（平成20年 3月 4日付総務部総務課長通知）を特定し、公開決定を行い、その旨を審査請求人に通知した。

4 同日、実施機関は、本件公開請求②のうち平成21年度及び平成22年度の港南中学校の勤務時間帯のわかるもの並びに本務教員及び常勤講師の長時間勤務の記録簿に対して、請求の対象となる行政文書が存在しないことを理由として、非公開決定を行い、その旨を審査請求人に通知した。

5 同日、実施機関は、本件公開請求③に対して、本件訴訟の訴状（以下「本件訴状」という。）を特定し、次の理由により一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。

条例第 7条第 1項第 1号に該当

本件訴状には、個人のプライバシーに関する情報が記載されており、これらの情報は特定の個人が識別され得るもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）のうち、通常他人に知られたくないと認められるものであるため。

6 同日、実施機関は、本件公開請求④に対して、請求の対象となる行政文書が存在しないことを理由として、非公開決定を行い、その旨を審査請求人に通知した。

7 同年10月 4日、審査請求人は、本件処分を不服として、名古屋市長に対して審査請求を行った。

第 3 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

本件処分のうち、原告の住所及び年齢を除く部分を非公開とした部分を取り消す、との裁決を求めるものです。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件訴状には、原告の氏名、住所以外に年齢、被告職員の氏名、地位等が非公開とされている。地位の一部については、本件訴状から判断される。

(2) 本件公開請求に関する裁判の関係職員の証言の中で証人である被告職員の氏名等が明らかになった。

(3) 原告の住所、年齢を除く裁判の中で明らかになっている部分については、当然公開されることを求める。

第 4 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

1 本件訴状に含まれる原告の氏名、印影、経歴及び原告の具体的な損害に係る主張がわかる部分並びに教員の氏名及び経歴（以下「本件非公開情報」という。）は、個人に関する情報であって特定の個人が識別され得るもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であることは明らかである。

また、本件非公開情報を公開することにより、該当行政文書中の原告が本件訴訟を提起したという事実及び原告の職務に関係のない私生活に関する情報等が公開されることとなり、そのようなことは一般人の感受性を基準として判断すれば、通常他人に知られたくないものであることは明らかである。したがって、本件非公開情報は、条例第 7 条第 1 項第 1 号に該当すると認められる。

なお、本件非公開情報のうち、原告を除く教員の氏名及び経歴は公務員の職務遂行に係る情報であり、条例第 7 条第 1 項第 1 号ただし書アに該当するものであるが、これらを公開することにより、原告を識別することができることとなるため、非公開としたものである。

2 公開法廷の傍聴によって知ることのできる情報であっても、傍聴が可能な人数には法廷の物理的設備の許す限度という制約があり、そのことのみを理由として、直ちに本件非公開情報が何人に対しても等しく公にされ、又は公にすることが予定されているということとはできない。そもそも、裁判の公開原則は、「裁判を一般に公開して裁判が公正に行われることを制度として保障し、ひいては裁判に対する国民の信頼を確保しようとする」（平成元年 3 月 8 日最高裁判所判決）という趣旨に基づき、特定の受訴裁判所の具体的判断の下に実施されているもので、条例に基づく情報公開請求制度とは趣旨・目的を異にするものであり、その趣旨・目的の限度において訴訟関係者のプライバシーが開披されることがあるとしても、そのことをもって、情報公開手続において、直ちに一般的に公表することが許されているものと解するこ

とはできない。

第 5 審査会の判断

1 争点

本件非公開情報が、条例第 7 条第 1 項第 1 号に該当するか否かが争点となっている。

2 条例の趣旨等

条例は、第 1 条で規定しているように地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める権利を明らかにし、名古屋市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政への参加を進め、民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進に資することを目的として、制定されたものである。

当審査会は、この条例の原則公開の理念に立って、条例を解釈し、本件事案を判断する。

3 条例第 7 条第 1 項第 1 号該当性

当審査会は、本件非公開情報が、条例第 7 条第 1 項第 1 号に該当するか否かを判断する。

(1) 本号は、基本的人権を尊重する立場から、個人のプライバシー権を保護するため、特定の個人が識別され得る情報で通常他人に知られたくないと認められるものについて非公開とすることを定めるとともに、特定の個人を識別することができないが、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報についても、同様に非公開とすることを定めたものである。

(2) 原告の氏名及び印影について

ア 原告の氏名及び印影は、本件訴訟を行った者の氏名及び印影であり、特定の個人を識別できると認められる。

イ 原告の氏名及び印影を公開すると、特定の者が本件訴訟を行った事実が明らかになり、そのようなことは、一般人の感受性を基準として判断すれば、通常他人に知られたくないと認められる。

ウ よって、原告の氏名及び印影は、条例第 7 条第 1 項第 1 号に該当すると認められる。

(3) 原告の経歴について

ア 本件訴状から原告が港南中学校に勤務していたことは明らかであり、原告の経歴は、港南中学校に勤務していた者の情報と照合すれば、特定の個人を識別することができるものと認められる。

イ 原告の経歴を公開すると、特定の者が本件訴訟を行った事実が明らかになり、そのようなことは、一般人の感受性を基準として判断すれば、通常他人に知られたくないと認められる。

ウ よって、原告の経歴は、条例第 7 条第 1 項第 1 号に該当すると認められる。

(4) 原告の具体的な損害に係る主張について

ア 原告の具体的な損害に係る主張には、原告の心身の状態が記載されており、この情報から特定の個人を識別できるとは認められない。

イ しかし、原告の心身の状態が詳細かつ具体的に記載されていることから、当該情報は原告個人の身体及び健康等に直接関わる機微にわたる私的な情報であり、特定の個人を識別することはできないとしても、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められる。

ウ よって、原告の具体的な損害に係る主張は、条例第 7 条第 1 項第 1 号に該当すると認められる。

(5) 教員の氏名及び経歴について

ア 本件訴状から本件訴状に記載された教員が港南中学校に勤務していたことは明らかであり、教員の氏名及び経歴と本件訴状に記載されている情報を照合することによって、原告を特定することが可能であり、特定の個人を識別することができるものと認められる。

イ 教員の氏名及び経歴を公開すると、特定の者が本件訴訟を行った事実が明らかになり、そのようなことは、一般人の感受性を基準として判断すれば、通常他人に知られたくないと認められる。

ウ 次に、審査請求人が、教員の地位の一部については、本件訴状から判断でき、公開すべきであると主張していることから、この点について検討する。

本件訴状の中には被告の教員として港南中学校における地位である校長、教頭、教務主任及び学年主任の名称が列挙されている。しかし、港南中学校内での事件であり、かつ、裁判にもなっており、その当事者が限定されていることから、被告の教員として港南中学校における地位は、訴状に記載された情報と組み合わせることによって原告を特定することが可能であり、特定の個人を識別することができる認められる。

したがって、審査請求人の主張は認められない。

エ よって、教員の氏名及び経歴は、条例第 7 条第 1 項第 1 号に該当すると認められる。

(6) 以上のことから、本件非公開情報は、条例第 7 条第 1 項第 1 号に該当すると認められる。

(7) なお、審査請求人が、裁判の中で明らかになっている部分については、公開されるべきであると主張していることから、この点についても検討する。

たしかに、裁判は公開で行われており、だれでも傍聴することが可能である。しかし、裁判の公開は裁判の公正と司法権に対する国民の信頼を確保する要請に基づくものであるが、条例に基づく行政文書公開請求制度の趣旨は市民の知る権利を尊重するとともに、市が地方自治の本旨に由来する説明する責務を全うするためのものであり、制度の趣旨・目的を異にするものであって、裁判の中で明らかにされているからといって、直ちに全ての場合において公にされるべき情報とは認められず、情報公開制度においても公開されるべきとはいえない。

したがって、審査請求人の主張は認められない。

4 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

第 6 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過
-------	---------

平成22年10月13日	諮問書の受理
10月14日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
11月15日	実施機関の弁明意見書を受理
11月24日	審査請求人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述申出書を提出するよう通知
平成23年10月12日 (第130回審査会)	調査審議 実施機関の意見を聴取
11月9日 (第131回審査会)	調査審議
平成24年1月11日 (第133回審査会)	調査審議
1月17日	答申